

諫早市監査委員告示第14号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

| | | | |
|---------|---|---|----|
| 諫早市監査委員 | 谷 | 口 | 啓 |
| 諫早市監査委員 | 森 | 口 | 恭子 |
| 諫早市監査委員 | 北 | 坂 | 秋男 |

令和元年度財政援助団体等及び公の施設の指定管理者監査結果

| 年度 | 監査区分 | 団体名 | 担当課 | 指摘事項等(公表) | 措置完了日 | 措置内容等 |
|----|--------------|----------|-------|---|----------|---|
| R1 | 公の施設の指定管理者監査 | 白木峰高原育成会 | 緑化公園課 | 指定管理者に対するもの 【指導事項】 労働基準法第24条によると、賃金は直接労働者に、その全額を支払わなければならないと規定されているが、従事者の妻の口座に賃金を支払っている事例が見受けられた。 については、法律に基づき適正な賃金の支払事務に努められたい。 | 令和2年2月1日 | 賃金の振込口座を従事者の妻の口座から従事者本人の口座に変更し、育成会内で適正な支払事務を行うよう周知徹底を図った。 |
| R1 | 公の施設の指定管理者監査 | 白木峰高原育成会 | 緑化公園課 | 指定管理者に対するもの 【指導事項】 白木峰高原の管理に関する協定書第3条第2項によると、業務の範囲及び管理の基準について変更が必要となった場合には書面で申出を行い、市と協議のうえ変更することができる規定され、仕様書によると、浄化槽清掃は年1回とすると規定されているが、2か所のうち1か所について市と協議をせずに清掃を実施していない事例が見受けられた。さらに、その結果を誤った内容で報告しており正確な報告書の作成を求めるものである。 については、協定書に基づき適正な指定管理業務の実施に努められたい。 | 令和2年4月1日 | 年1回の浄化槽の清掃については、月1回の保守点検を委託している業者と契約を結び、確実に実施できるよう改善した。 また、正確な報告書の作成については、複数人で確認し、適正な指定管理業務を行うよう育成会内で周知徹底を図った。 |
| R1 | 公の施設の指定管理者監査 | 白木峰高原育成会 | 緑化公園課 | 緑化公園課(所管課)に対するもの 【指導事項】 白木峰高原の管理に関する協定書の仕様書によると、浄化槽清掃は年1回とすると規定されているが、2か所のうち1か所について清掃を実施しておらず、指定管理業務の事業報告について現地調査や業務委託先との契約書の写しがないなど、実績確認が不十分な事例が見受けられた。 については、協定書に基づき適正な指定管理業務が実施されているか確認するとともに、適切な指導を行われたい。 | 令和2年4月1日 | 事業報告の際に契約書等の証拠書類を提出するよう、指導した。また、協定書の仕様にて浄化槽の内訳及び証拠書類の提出を明記し確認漏れがないよう改善を図った。 |